

## 大妻女子大学大学院奨学金内規

昭和 48 年 3 月 10 日  
大学院委員会決定

- 第 1 条 この奨学金は、大妻女子大学大学院奨学金(以下「大学院奨学金」という。)と称する。
- 第 2 条 大学院奨学金の貸与を受けることができる者(以下「大学院奨学生」という。)は、次の各号の一に該当する者で、特に成績優秀であって経済的な理由により修学が困難な者とする。
- (1) 本学大学院研究科に在学する者
  - (2) 本学大学院研究科修了者で、大学院研究生として在学する者
- 第 3 条 大学院奨学生は、研究科委員会の推薦した者について、学長が決定する。
- 第 4 条 大学院奨学生には、別表による奨学金を貸与し、又は借入れのあっせんを行う。
- 第 5 条 別表(ア)及び(イ)の大学院奨学金の貸与期間は、当該課程の最短修業年限内とし、返済期間は、修士課程又は博士課程を修了若しくは退学後 8 年以内とする。ただし、留年の期間がある場合は、返済期間から留年期間を差し引いた残期間とする。
- 2 別表(ウ)の大学院奨学金については、別に定める。
- 第 6 条 大学院奨学生として不適格と認められる理由が生じた場合には、研究科委員会に諮り、奨学金の貸与を中止する。なお、休学期間中は、この貸与を停止する。
- 第 7 条 大学院奨学金の返済は、月賦、半年賦又は年賦により行う。
- 2 この返済及び銀行の貸付についての細則は、別に定める。
- 第 8 条 大学院奨学生は、年度末において当該年度の研究状況を文書により、研究科長を経て、学長に報告しなければならない。
- 第 9 条 この内規の変更及び実施に必要な細則は、研究科委員会の議を経て、学長がこれを定める。
- 第 10 条 この内規に関する事務は、学生支援センター学生支援グループ及び財務センター財務グループにおいて行う。
- 附 則  
この内規は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則  
この内規は、昭和 50 年 10 月 1 日から施行する。
- 附 則  
この内規は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則  
この内規は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則  
この内規は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則  
この内規は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。ただし、昭和 57 年度の在学者については、大学院の当該課程を修了するまでなお、従前の内規によることができる。
- 附 則  
この内規は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則  
この内規は、平成 17 年 1 月 11 日から施行し、平成 16 年 12 月 1 日から適用する。

附 則  
この内規は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この内規は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 4 条関係)

区 分	貸与月額	貸与始期
修 士 課 程	(ア) 55,000 円 (無利息)	4 月
博士後期課程 大学院研修生	(イ) 65,000 円 (無利息) (ウ) 100,000 円 (有利息 住友銀行の貸与をあっせん)	4 月

(注) 1 (ア)、(イ)の奨学金については、日本学生支援機構奨学金と重複して貸与は受けられない。

2 (ウ)の奨学金については、在学中の利息相当額を別途支給する。